

# 未来技術社会実装事業 に係る Q&A

(想定問・目次)

- 問1 応募にあたって特に留意すべきことは何か。
- 問2 未来技術社会実装事業募集要領（令和2年度選定）の2.（1）に示されている事業であれば、全て本事業の対象となり得るのか。
- 問3 本格実装（事業化され自走する）とは何か。
- 問4 今まで取り組んでいない場合も応募は可能か（今後の見込みでも可か）。
- 問5 既に採択された技術を用いて応募は可能か。
- 問6 単独事業のみの場合も応募は可能か。
- 問7 既に選定された事業があるが、別のテーマでの応募は可能か。
- 問8 選定事業に対する予算措置はあるのか。
- 問9 地方創生推進交付金（Society5.0 タイプ）の採択のために、未来技術社会実装事業の応募が必須条件になるのか。
- 問10 「現地支援責任体制（地域実装協議会）」のねらい、取組内容は。
- 問11 各「地域実装協議会」の事務局はだれが担当するのか。

問1 応募にあたって特に留意すべきことは何か。

(答)

地域課題が明確であり、未来技術（AI、IoT、自動運転、ドローン等）の「実装」に関する事業によって、解決される内容が具体化されていることを前提とし、今後3年間（2022年度まで）で実装（一部でも可）、5年間（2024年度まで）で本格実装を目指す事業であることに留意したうえで応募していただきたい。

問2 未来技術社会実装事業募集要領（令和2年度選定）の2.（1）に示されている事業であれば、全て本事業の対象となり得るのか。

(答)

未来技術導入の目的・導入範囲が適当でないもの（基盤整備や技術導入にとどまるもの）や、自治体側の関与度が極端に低いものは、対象とならない。

問3 本格実装（事業化され自走する）とは何か。

(答)

実施推進主体が自立していくことにより、補助金・交付金に頼らずに事業として継続していくことを指す。

問4 今まで取り組んでいない場合も応募は可能か（今後の見込みでも可か）。

(答)

応募は可能である。

ただし、今後3年間（2022年度まで）で実装（一部でも可）が見込まれ、5年間（2024年度まで）で本格実装される（事業化され自走する）事業を対象としている。

問5 既に採択された技術を用いて応募は可能か。

(答)

応募は可能である。

「地方創生への寄与」が選定基準となっており、具体的には「未来技術の必要性・有効性、事業の創造性、横展開の可能性」が求められていることに留意したうえで応募していただきたい。

問6 単独事業のみの場合も応募は可能か。

(答)

本事業は、未来技術の社会実装による新しい地方創生を目指すものであり、複数の地域課題の解決に向けた事業内容とされたい。

問7 既に選定された事業があるが、別のテーマでの応募は可能か。

(答)

「地方創生への寄与」が選定基準となっており、具体的には「未来技術の必要性・有効性、事業の創造性、横展開の可能性」が求められていることに留意したうえで応募していただきたい。

問8 選定事業に対する予算措置はあるのか。

(答)

本事業による予算措置はないが、地方創生推進交付金（横展開タイプ、先駆タイプ）をはじめ、各種補助金の活用等に関する助言等の社会実装に向けたハンズオン支援を実施している。

また、令和2年度より地方創生推進交付金に Society5.0 タイプを新設し、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデル事業を支援している。

問9 地方創生推進交付金（Society5.0 タイプ）の採択のために、未来技術社会実装事業の応募が必須条件になるのか。

(答)

本事業と地方創生推進交付金（Society5.0 タイプ）は、それぞれ独立した事業であり、地方創生推進交付金の採択に当たって、本事業の応募は必須条件ではない。

ただし、地方創生推進交付金「Society5.0 タイプ（2020年度第1回）」の採択にあたって、「国・専門家等から事業運営等に対する助言・サポートを受け、それを反映させる体制（国・地方及び専門家等が協働した PDCA サイクル）が整っているものであること」が必要としており、本事業によって、本格実装・自立に向けた支援体制の構築が図られると考える。

問10 「現地支援責任体制（地域実装協議会）」のねらい、取組内容は。

(答)

選定事業毎に現地支援責任者（地方支分部局部長等）を特定し、関係省庁、地方公共団体、民間事業者等で構成する「地域実装協議会」を構築することで、各省庁にまたがる事業のワンストップ化等による手続きや調整の迅速化を図るとともに、協議会開催を通じて抽出された課題に対する議論や情報共有の場として、事業の推進を図ることを目的としている。

問11 各「地域実装協議会」の事務局はだれが担当するのか。

(答)

地域実装協議会の事務局は、地方公共団体に置くものとし、地域実装協議会の運営等に関して必要な事項は、地域実装協議会で定めることとする。